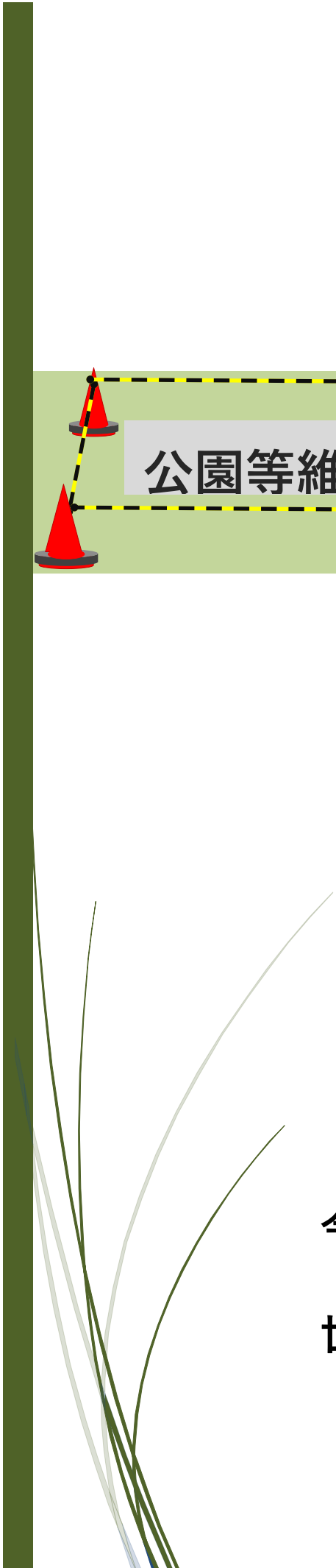




公園等維持管理作業安全マニュアル



令和3年4月

世田谷区みどり33推進担当部



【 目 次 】

章番号	作業番号	作業内容	ページ
1	基本事項		
	(1)	作成目的	－ 2 －
	(2)	安全管理のサイクル	－ 2 －
2	共通事項		
	(1)	安全な作業区域の設定	－ 7 －
	(2)	施設損害防止対策	－ 9 －
	(3)	関係法令・仕様の遵守	－ 11 －
	(4)	住民対応	－ 13 －
	(5)	その他（現場への移動・留意事項）	－ 15 －
3	公園維持作業		
	(1)	草刈作業・芝生管理	－ 17 －
	(2)	除草作業	－ 19 －
	(3)	清掃作業（園内、桧、砂場など）	－ 21 －
4	樹木刈込剪定等作業		
	(1)	樹木剪定作業（安全帯の使用）	－ 23 －
	(2)	樹木剪定作業（ロープワーク作業）	－ 25 －
	(3)	樹木剪定作業（高所作業車の使用）	－ 27 －
	(4)	樹木剪定作業（梯子・脚立の使用）	－ 29 －
	(5)	低木・生垣手入れ	－ 31 －
	(6)	枯損木処理	－ 33 －
	(7)	病虫害防除	－ 35 －
	(8)	植付け、支柱設置・撤去	－ 37 －
5	緊急対応		
	(1)	緊急事態の発生と対応	－ 39 －
	(2)	応急手当（怪我、熱中症ほか）	－ 41 －
6	その他		
	参考資料 1	安全チェックシート	－ 43 －
	参考資料 2	樹木剪定の安全作業手順書（案）	－ 44 －

1－（1）作成目的

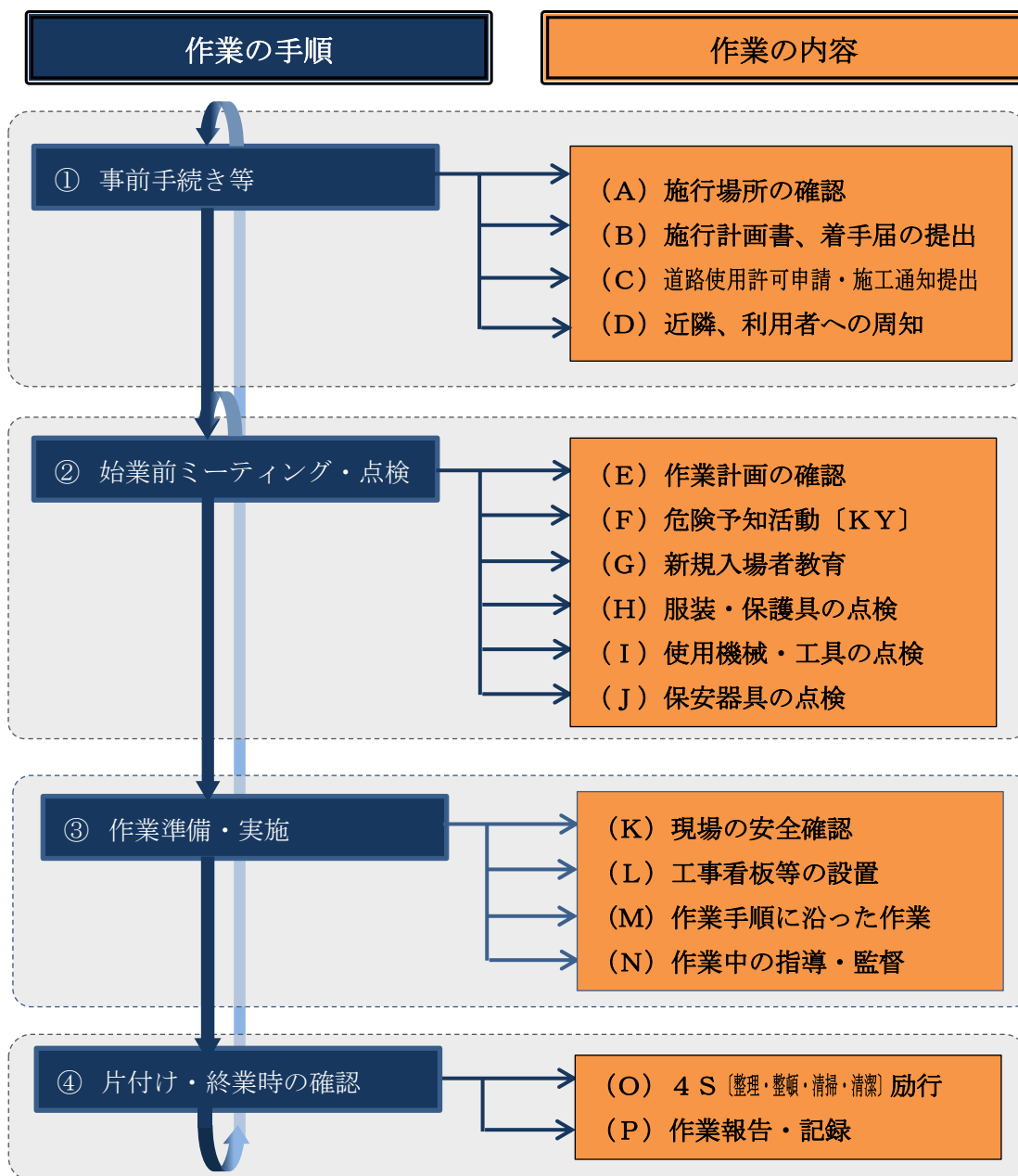
本マニュアルは、世田谷区の公園、街路樹等の維持管理作業に適用するもので、事業者の労働災害又は第三者に被害を与えないよう、安全に維持管理作業を徹底するために作成するものである。

事業者は、安全対策の知識を得て、事故を未然に防止する。一方、区職員は、管理監督者として、日々行われる作業の安全対策を理解し、事業者と共に安全管理を実践する。





1－（2）安全管理のサイクル

安全管理サイクルとは、区職員と事業者（下請含む）がお互いの役割を認識し、毎日、毎週、毎月行う定型化された安全活動のこと。

手続き、点検、作業実施、確認をサイクルとして繰り返し、継続的な安全作業の実施や改善につなげる。



① 事前手続き等

<p>(A) 施行場所の確認</p>  <p>前年度からの課題、 要注意箇所などを 確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間方針の確認 ・ 注意事項引継ぎ など 	<p>(B) 施行計画書の提出 (必要とする案件のみ)</p>  <p>年間の作業 工程表を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式：受注者等提出書類処理基準 ・ 区公園維持仕様書参照
<p>(C) 道路使用許可申請</p>  <p>作業帯が最小限となっ ているかなど、作業に 見合った 内容で作成 する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄する警察署へ提出する。 (管轄が二つに跨る場合は注意) 	<p>(D) 近隣、利用者への周知</p>  <p>文章内容、配布 範囲、掲示場所 などは、事前に 区の担当者に 確認をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周知が必要な作業は、区担当と協議し適切な範囲と時期に配布する。

② 始業前ミーティング・点検

<p>(E) 作業計画の確認</p>  <p>今日の作業 は・・・ 。</p> <p>作業手順を 把握しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指示書に基づき、当日の作業内容について確認する (区担当者とも共有)。 	<p>(F) 危険予知活動 [KY]</p>  <p>危険なポ イントとその 対策は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員が安全に作業できるよう、作業員全員で注意すべきポイントを確認
<p>(G) 新規入場者教育</p>  <p>危険なポ イント とその 対策は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規入場者には、その都度、現場のルール (危険箇所等) を説明する。 	<p>(H) 服装・保護具の点検</p>  <p>複数名で確認。</p> <p>指差し確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 服装、墜落制止器具や保護帽などについて点検、確認する。

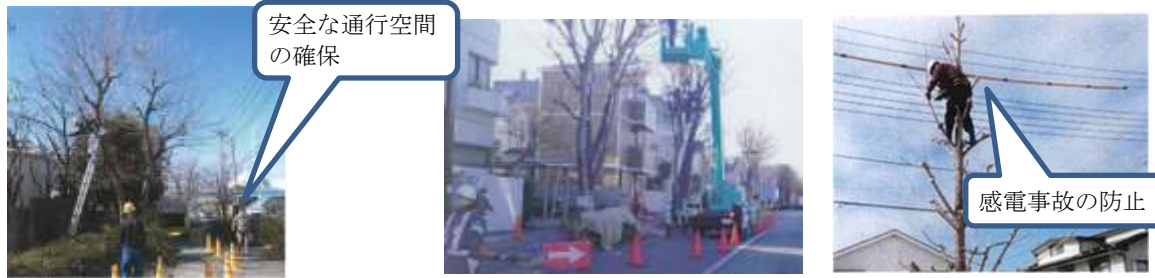
(I) 使用機械・工具の点検	(J) 保安器具の点検
 <ul style="list-style-type: none"> ・機械や工具類は、安全かつ効率的に使用するため作業前に点検する。 	 <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する仮設材などの劣化が無いか確認する。

＜保護具類の一覧＞（参考）

<p>【樹木剪定作業の基本的な服装】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットなど基本装備 ・ロープ、ハーネスなど 	<p>【樹木伐採時の基本装備】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーズボン ・保護帽、保護メガネなど
<p>【清掃、草刈時の基本装備】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・保護帽、保護メガネ ・手袋など 	

③ 作業準備・実施

(K) 現場の安全確認



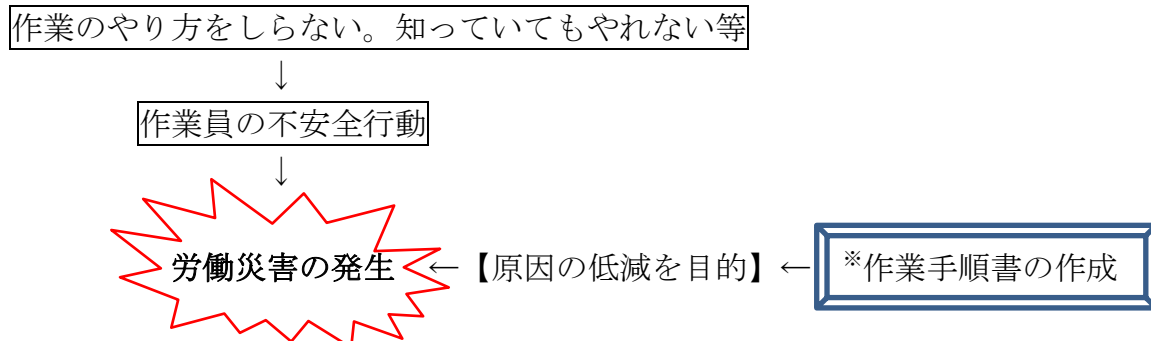
- ・道路使用許可で申請した配置をもとに、第三者に被害が発生しないよう、現場に応じた作業帯の設定を行う。作業に際しては作業内容に適した安全設備を使用する。

(L) 工事看板等の設置



- ・工事看板などは、倒れないような処置など、適切な設置を行う。
- ・第三者にとって読みやすい表示とする。 など

(M) 作業手順に沿った作業



※作業手順書作成は建設業労働災害防止協会作成の標準モデルなどを参考とする。

(N) 作業中の指導・監督



- ・作業中の安全措置状況について、監督員と作業担当者で確認する。
- ・各種基準や仕様書などに基づき、安全に留意して作業を行う。

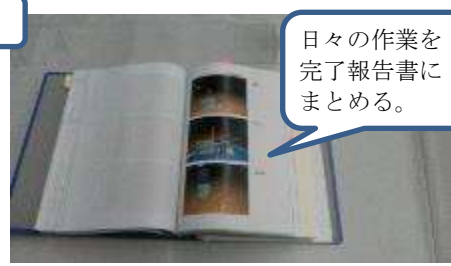
④ 片付け・終業時の確認

(O) 4S [整理・整頓・清掃・清潔] 励行



- ・ 利用者の安全な利用を考えながら、現場の整理整頓により第三者事故を防ぐ。
- ・ 剪定枝や粉の飛散による被害防止にも努める。
- ・

(P) 作業報告・記録

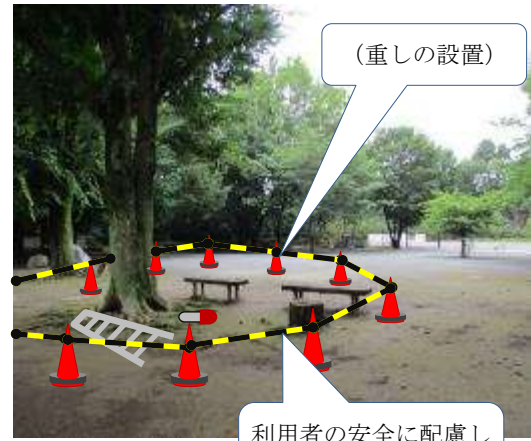
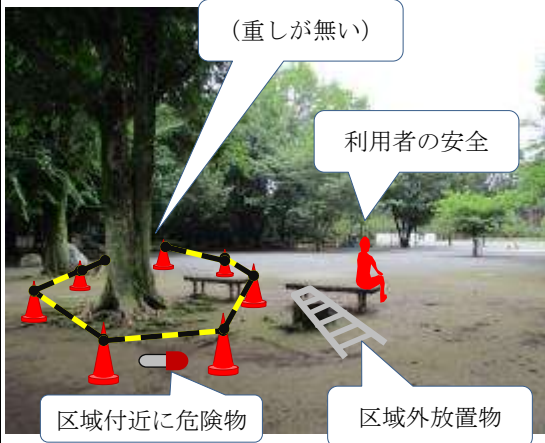


- ・ 指示内容や仕様書に基づき、作業が完了しているか確認する。
- ・ 剪定後の切り口や施設の破損がないか確認する。
- ・ 改善点等があれば、次の作業に活かす。
- ・ 完了報告書を作成する。

2 - (1) 安全な作業区域の設定

項 目	共通事項	作 業	安全な作業区域の設定	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・安全第一としつつも、作業内容に合わせ、必要最小限の作業区域及び通行人に及ぼす危険を想定し、範囲を設定する。	
			・カラーコーンやバリケードなどは、風等で飛ばされないよう十分に措置する。	
			・近隣住民への周知や駐車場などの前を使用する場合は事前に説明すること。	
			・作業帯などにより歩行者通路等が狭まる場合は、可能な限り通行幅（公園においては1.2m、道路においては、1.0m）を確保する。確保できない場合は、区担当者と協議する。	
			・区担当者と協議し、必要に応じて、交通誘導員を配置する。道路上は、道路使用許可内容を守り交通誘導員等を配置する。	
			・作業看板や誘導表示は、見やすい位置に配置する。	
			・作業完了時は、資材を撤収し、残置物が無いか確認する。	
			・	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・作業区域が適正に設定されているか。	
			・違法駐車などがなく、作業区域外に放置物はないか。	
			・区域を分ける使用材料や設置方法は適正か。	
			・段差の処理、十分な幅員が確保されているなど、安全通路の設定が通行人や公園利用者にとって適正か。	
			・現場内が整理整頓されており、刃物等が通行人の手の届く範囲に放置されていないか。	
			・誘導案内標示が見やすく適正に行われているか。	
			・交通誘導員の配置及び対応は適正か。	
			・作業帯内に作業に関係のない不必要な駐車をしていないか確認する。	

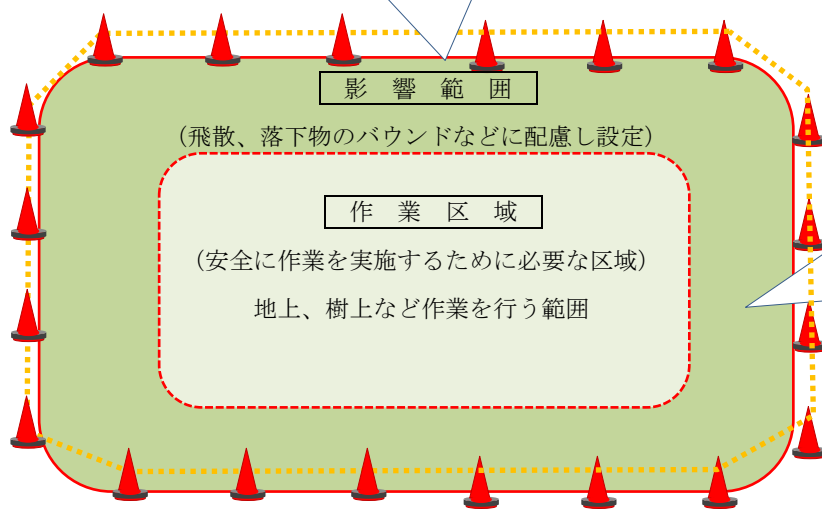
参考事例



() 天候等により、省略できる。



作業帯の設定に関する考え方



公園利用者の安全を第一に考え、作業区域と影響範囲により設定する。

備考欄

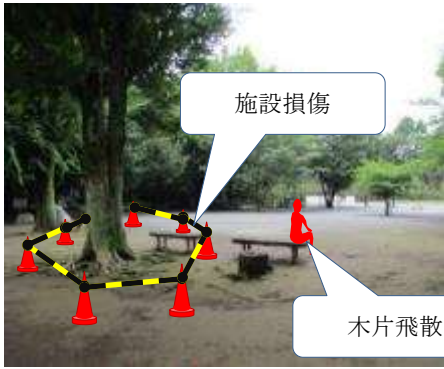
道路上の作業及び公園内作業であっても道路を使用する場合、道路使用許可を取得する。申請内容に基づき、作業区域を適正に設定する。なお、道路協議書（年間一括）に示す作業は、協議書に基づき作業区域を設定する。

2 - (2) 施設損害防止対策

項 目	共通事項	作 業	施設損害防止対策	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・作業を実施する上で、公園施設や道路付属物を破損する恐れが無い か確認し、必要な保護対策をとる。	
			・架空線などの影響により、安全に作業が出来ない場合は、区担 当者に申し出て協議する（標準仕様書 P3）。	
			・剪定、伐採時の木片、粉等の飛散を最小限にする。	
			・草刈などの際は、小石などの飛散により通行人や隣地に被害を 及ぼさないよう、シートやコンパネ等で防護する。	
			・路面表示や地中埋設シートなどから地下埋設物の有無を確認 する。抜根する際などは必要に応じて試掘を行う。	
			・落下物が通行人や隣地に影響を及ぼさないよう作業する。	
			・落下物等が隣接地に入る可能性がある場合は、隣接地所有者へ の承諾やネットなどによる被害軽減を行う。	
			・作業完了時に施設等の損傷がないか確認し、損傷があった場合 は、直ちに区担当者へ報告し、復旧方法について協議する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・作業内容を把握し、接する住宅への落下物、施設破損などの危 険性（十分な離隔や保護対策等）が無い か確認する。	
			・事業者からの申し出（標準仕様書 P3）に基づき、電線防護管 の設置など必要な措置を協議する。	
			・草刈等で石などが駐車車両、接する住宅、通行人などへ飛散し ないよう被害防止が適切に行われているか確認する。	
			・第三者への影響や施設を損傷させることがないよう、枝などの 落とし方が適切かつ安全か確認する。	
			・作業に起因する施設の損傷が起こっていないか確認する。	
			・作業に起因し、施設や樹木等に損傷があった場合は、直ちに報 告を受け、現状復旧について確認する。	
			・	
			・	

参考事例

イラスト又は写真



備考欄

2 - (3) 関係法令・仕様の遵守

項目	共通事項	作業	関係法令・仕様の遵守	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・はしごや脚立を使用する際は、労働安全衛生規則に基づき、墜落防止に取り組む。	
			・刈払機、チェーンソー、高所作業など、作業に際し特別講習の受講を要する作業は必ず受講した者が作業する。	
			・薬剤の使用に際しては、農薬取締り法等の関連法規及びメーカーが示す安全基準、使用方法を遵守する。(標準仕様書P8)	
			・ガソリン、薬品等の危険物を扱う場合は、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じる。(標準仕様書P3)	
			・剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守する。(標準仕様書P3)	
			・作業にあたっては、特記仕様書のほか「世田谷区公園維持標準仕様書」「東京都街路樹等維持標準仕様書(緑地管理編)」に基づき行う。	
			・関係する法令、条例及び規則などを遵守し、作業の円滑な進捗を図る(標準仕様書P1)。	
			・	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・労働安全衛生規則のとおり作業が行われているか確認する。	
			・特別講習受講の有無を確認する。	
			・薬剤使用について事業者から協議を受けた場合(標準仕様書P8)は、使用基準や方法を確認し、近隣等に配慮した上で最低限の散布の指示を行う。	
			・ガソリン等の燃料は静電気の対策や現場内放置などが無いか確認する。また、消火器を用意しているか確認する。	
			・過積載が無いか、車両からはみ出し、不安定な積載などをしていないか確認する。	
			・関係法令、仕様に基づき、作業が行われているか	
			・	

<p>参 考 事 例</p>	<p><技能講習一覧> <u>※労働安全衛生法で講習の修了を義務付け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 ・ 玉掛け技能講習 ・ 車両系建設機械運転技能講習 ・ 高所作業車運転技能講習（高さ10m以上） <p><特別教育一覧> <u>※労働安全衛生法で教育を行わなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つり上げ過重1t未満の移動式クレーン特別教育 ・ つり上げ過重1t未満の玉掛け業務特別教育 ・ 車両系建設機械特別教育各種 ・ 高所作業車運転特別教育（高さ10m未満） ・ 伐木等講習（チェーンソー特別教育） ・ 丸のこ取扱い作業者に対する特別教育 ・ フルハーネス型安全带使用作業特別教育 ・ ロープ高所作業に係る業務特別教育 <hr/> <p><安全衛生教育一覧> <u>※特別教育に準じた教育が求められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェーンソー以外の振動工具取扱い作業者に対する安全衛生教育 ・ 刈払機取扱い作業者に対する安全衛生教育 ・ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 <hr/> <p><主な対象法令一覧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 ・ 労働安全衛生法施行令 ・ 労働安全衛生規則 ・ その他関係法令
<p>備 考 欄</p>	<p>造園用フルハーネス型墜落制止用器具：現行の安全带を使用できるのは、2022年1月1日まで。</p>

2 - (4) 住民対応

項 目	共通事項	作 業	住民対応	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・丁寧な言葉を使い説明する。分からないことは、内容を聞き、区担当者に引き継ぐ。	
			・交通誘導員などの下請け会社などについても、丁寧な対応を行うよう教育する。	
			・作業により駐車場の出入りが制限される場合、木の粉の飛散など近隣への影響が予測される場合などは事前に声かけを行う。	
			・枝葉など隣接住宅に落下物があつた場合は、断り無く民有地内に入らない。	
			・クレームを受けた際は、相手の感情に流されず丁寧な対応に努め、内容を区担当者へ報告する。	
			・大きな音の発生は、苦情の原因となるため、ブロアーは使えないことがある。使用する場合は、事前に区担当者と協議する。	
			・区と協議して決めた作業時間以外の早朝や夜間は作業しない。	
			・作業とは関連性のない民有地における作業要望を区民より受けた際や、指示内容以外の作業を求められた場合は、区担当者へ報告する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・作業内容を把握し、近隣や公園利用者に被害を及ぼす恐れが無いか現地の状況を確認する。	
			・事業者から、クレームや作業とは関連性の無い作業要望の報告を受けた際は、対応を協議する。	
			・ブロアーを協議無く使用していないか確認する。	
			・区と協議（作業計画書など）した作業時間を守っているか確認する。	
			・	

参考事例

イラスト又は写真



備考欄

2 - (5) その他 (現場の移動・留意事項)

項 目	共通事項	作 業	その他	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・パッカー車は、枝葉投入時以外は、投入口を開放した状態にしない。回転板又はプレスプレートの稼働時は、投入口に手や足を入れない。	
			・園内に駐車する場合は、車両周りをカラーコーンなどで明示する。また、許可のない路上駐車は行わない。なお、街路樹の調査などで駐車の際は、道路協議書（年間一括）等に基づき、必要な安全措置をとる。	
			・園内走行は、ハザードランプを点灯させ、10km/h以下を厳守する。	
			・園内に入る際に外した車止めは、放置せずすぐに戻す。	
			・バック運転時は特に注意し、同乗者が降りて誘導する。	
			・傾斜がある場所などに車を駐車する際は、車輪止めをする。	
			・作業前に作業員の体調を確認すると共に、高温時は、水分をこまめに取るなど熱中症など対策を講じる。	
			・不測の事態に備え、救急医療用品を保管する。	
			・不審者の発見や施設の損傷などを発見した場合は、区担当者に直ぐに報告する。	
			・園内及び道路での禁煙を徹底する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・パッカー車の投入口が開放した状態で他の作業を行っていないか確認する。作業方法が適正か確認する。	
			・駐車車両は、カラーコーンなどで明示するとともに、必要に応じて車輪止めなどを行っているか確認する。	
			・公園内作業で路上駐車を行っていないか確認する。	
			・車止めを外したまま、作業を行っていないか確認する。	
			・高温時は、熱中症などの対策を呼びかける。	
			・現場内経路に施設の損傷が疑われる場合は、事業者を確認する。	
			・ハサミやノコギリなどを区民が手の届く位置に放置していないか確認する。	
			・	

参考事例

イラスト又は写真



稼働時は、投入口に手や足を入れない。

10 km/h以下走行



カラーコーンを設置



車輪止め

車止めを外して放置しない。



公園・道路上は喫煙しない。



備考欄

3 - (1) 草刈作業・芝生管理

項目	公園維持作業	作業	草刈作業・芝生管理	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・現地を観察し、ハンマーナイフモア（不陸有、草丈長いなど）やロータリーモア（平坦、草丈20cm程度まで）、肩掛式草刈機、芝刈り機など、現場条件に合った機械を使用する。	
			・機械類は、事前に点検し、整備しておく（注油、刈り刃など）。	
			・初めて使用する機械は、特性や安全作業の方法について調べ、初動時は周囲に影響がない箇所で行う。	
			・刈払機（肩掛式草刈機を含む）を使用する者は、刈払機取扱作業安全衛生講習を受講する。	
			・作業する前に、鉄線や石やガラス、空き缶など作業に危険となるものが無いか確認する。	
			・保護メガネ、フェイスシールド等の防護具を身につける。	
			・肩掛式草刈機を使用する場合は、10m程度支障物が飛散する恐れがあるので、作業者間隔を十分とることのほか、立入り禁止措置又は飛散防止ネットなどの対策を行い作業する。	
			・機械のエンジンを起動する際は、巻き込まれないよう注意すると共に刃は地面から浮いた状態で行う。	
			・作業中に機械を点検する際や作業を中断する際は、必ずエンジンを停止する。	
			・エンジンの高回転や不調等の未整備状態での作業は、過度な振動が発生し、振動障害の原因となるため行わない。	
			・構造物や樹木付近での作業はキックバックに注意すると共に損傷させないように手刈りを併用する。	
			・燃料補給はエンジンが冷えてから行う。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・現場の状況にあった機械を使用しているか確認する。	
			・刈払機取扱作業安全衛生講習を受講した者が作業を行っているか確認する。	
			・第三者や近隣住宅等に被害を及ぼさないような飛散防止の対策が行われているか確認する。	
			・機械の作業手順（エンジン起動時の取扱ほか）は守られているか確認する。	
			・保護メガネ等の着用、作業中の過度な振動がないか確認する。	
			・構造物や樹木に損傷が無いか確認する。	

参考事例

イラスト又は写真



空き缶、投棄物の確認



飛散防護

長時間連続作業はしない



飛散被害



安全領域確保

定期的な点検



エンジン停止

防護メガネ
防護具装着



施設損傷注意

現場条件にあった
機械を使用



備考欄

3 - (2) 除草作業

項 目	公園維持作業	作 業	除草作業	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・小鎌、除草ホークなどは手入れしたものを使用する。	
			・小鎌や除草ホークなどは現場に放置しない。	
			・人力除草は、長時間作業すると腰や手首を痛めやすいので、適宜休憩をとること。また、腰痛防止体操を行うよう努める。	
			・熱中症にならないよう、定期的に日陰に入って休憩をとり、水分補給しながら作業する。	
			・	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・小鎌や除草ホークが放置されていないか確認する。	
			・作業員の状況を確認し、体調不良が疑われるものがいたら、声をかけると共に担当者に状況を伝える。	
			・	

参考事例

イラスト又は写真



小鎌放置しない



長時間作業しない



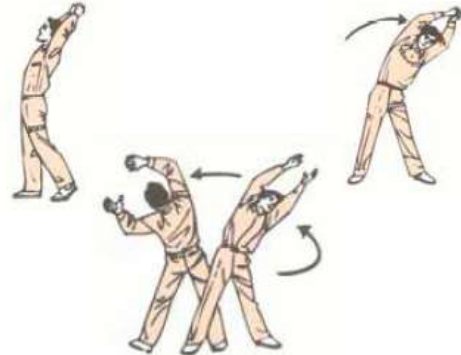
施設や草花を傷つけない丁寧な除草



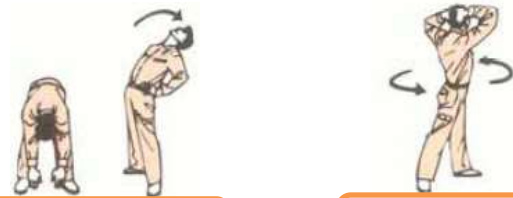
熱中症予防
適宜休憩

背伸び運動

体側伸ばし



上体回し



前後曲げ運動

横回し運動

腰痛予防体操

備考欄

3 - (3) 清掃作業（園内、柵、砂場など）

項 目	公園維持作業	作 業	清掃作業	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・埋まっている空き缶等を取り出した場合は整地すること。	
			・ますや側溝清掃で発生材を園内に敷き均す場合は、危険物（ガラス等）は取り除くこと。	
			・ますや側溝を空けた状態で作業を中断しないこと。また、作業が終わったら直ちに蓋をかけること。	
			・蓋をかける際は、縁塊等の土砂を取り除きがたつきや段差が生じないように据える。	
			・砂場清掃の際は、危険物（ガラス等）は必ず取り除くこと。	
			・流れ水路清掃は、子どもなどが水路に入ることも想定し、ゴミだけでなく、危険物（ガラス等）や鋭利な石等があれば除去すること。	
			・護岸の石のぐらつきや施設の損傷があった場合は、区担当者に報告する。	
			・ほこりの飛散や騒音の原因となるので、ブロアーは使えないことがある。使用する場合は、事前に区担当者と協議する。	
			・	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・清掃作業に伴う不陸や穴が出来ていないか確認する。	
			・ますや側溝清掃の発生材に危険物が無いか確認する。	
			・作業箇所以外の蓋が空いたままになっていないか確認する。	
			・清掃完了箇所の蓋にがたつきが無いか確認する。	
			・ごみ等が取り除かれており、危険物がないことを確認する。	
			・	
			・	
			・	

参考事例

イラスト又は写真

危険物混入



土砂を均していない

ふるいにかけて危険物等を除去



作業後すぐに戻す



蓋あいたまま放置



ガタツキ、段差がない。縁の清掃

作業帯内に入れてしまう



誤って入らない適正な作業帯の設置



備考欄

4 - (1) 樹木剪定作業

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	墜落制止用器具の使用	確認
安全作業の ポイント 【事業者】	・旧規格の安全帯の代わりに新規格のハーネスなどを着用し、ランヤードは、2本掛けを基本とする。			
	・枝につかまったり、足をかけたりする場合は、枯れの無い太い枝とし、慎重に体重をかける。			
	・枝を切る際は上部から安定した姿勢で行い、上下での同時作業は行わない。			
	・作業箇所を移動する場合は、メインランヤードのほかに、補助ランヤードを使用して常に一方を支持した状態を確保する。			
	・樹上では、携帯電話等の機器は使用しない。			
	・墜落制止用器具（ハーネスなど）は随時点検を行い、使用年限を超えたものや破損など異常のあるものを使用しない。			
	・保護帽は必ず装着する。			
	・電線等の経路や本数を事前に確認し、感電しないよう作業を行う。必要に応じて防護管設置を区担当者と協議する。			
	・フックをかける位置は、D環より高い位置とし、作業位置と大きく離れない。			
	・無理な姿勢から、枝を引き込んで作業を行わない。			
	・ノコギリ、剪定鋏などには落下防止対策を行う。			
	・太枝、大枝を落とす際は、ロープで吊り、地上の誘導者の指示に従い安全に下ろす。			
安全作業の 確認ポイント 【発注者】	・墜落制止用器具（ハーネスなど）とランヤードなどの装備及び使用方法は適正か確認する。			
	・樹上での移動に際し、一方を支持しているか確認する。			
	・樹上で作業に関係のない機器等を扱っていないか確認する。			
	・作業に際し、保護帽を装着しているか確認する。			
	・電線等の経路を確認し、感電しないよう作業しているか確認する。また、防護管については、協議に基づき必要性を検討する。			
	・フックのかけ位置は適正か確認する。			
	・無理な姿勢での作業や枝の引き込みをしていないか確認する。			

参考事例

イラスト又は写真



備考欄

※関係法令の改正に伴い、2022年1月1日以降は旧規格の胴ベルト式の安全帯は使用できない。新規格のものを使用する。

4 - (2) 樹木剪定作業

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	ロープワーク作業	確認
安全作業の ポイント 【事業者】		・ロープ、カラビナ、スリング、ハーネス、下降器などの使用器具は、作業前に異常が無いか確認すること。		
		・メインロープとライフラインは、作業箇所上方の各々異なる堅固な支持物に結び、安全に作業できる十分な長さを確保する。		
		・突起物などでロープが切断する恐れがある箇所では、覆いを設けるなど、切断防止処置を行う。		
		・メインロープを掛ける際は複数人で確認し、支点の設置位置は、高すぎず、木の中心に近い位置とする。		
		・木の状態に合わせ、高い位置での支点設置が困難な場合は、低い位置から架け替えながら登り、安全な支点を確保する。		
		・身体保持器具にロープを取り付けた後、ロック機能やロープの動作確認等を行い、地上で体重をかけて安全を確認して登る。		
		・作業位置では、D環より高い位置の幹や強固な枝にランヤードを取り付け、作業姿勢を確保する。		
		・枝を足場にして登っていく際も、メインロープとランヤードの掛け替えにより、樹上で支持の無い状態をつくらない。		
		・ロープ高所作業は、樹上での作業範囲が広いため、地上の作業帯を意識し、剪定枝の落下などによる第三者被害に注意する。		
		・剪定する際は、ロープの切断や切り落とした枝や幹による切断や巻き込みなどを起こさないよう注意する。		
		・保護帽は必ず装着する。		
		・電線等の経路や本数を事前に確認し、感電しないよう作業を行う。必要に応じて防護管設置を区担当者と協議する。		
		・樹上では、携帯電話等の機器は使用しない。		
安全作業の 確認ポイント 【発注者】		・ロープ作業の装備及び固定・支点の位置は適正か確認する。		
		・メインロープとランヤードの掛け替えにより、樹上で支持のある状態で作業しているか確認する。		
		・高所作業範囲と地上の作業帯範囲が適正か確認する。		
		・作業に際し、保護帽を装着しているか確認する。		
		・電線等の経路を確認し、感電しないよう作業しているか確認する。また、防護管については、協議に基づき必要性を検討する。		
		・樹上で作業に関係のない機器等を扱っていないか確認する。		

参考事例

イラスト又は写真



器具は、作業前に異常がないか確認



メインロープとライフラインは、堅固な支持物に結ぶ



保護帽装着

ロープの切断に注意

ロープをかける際は、複数人で確認。

地上の作業を意識し、落下などによる被害に注意

備考欄

4 - (3) 樹木剪定作業

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	高所作業車の使用	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・高所作業車の運転者が資格を有しているか確認する。(作業床10m未満→特別教育修了者、10m以上→技能講習修了者)	
			・作業車の定期自主検査済みか確認する。リースの場合は、検査記録を確認する。	
			・運転席から離れる場合は、作業床を最低降下位置に置く。	
			・作業床に作業員を乗せたまま走行しない。	
			・作業床では墜落制止用器具(フルハーネス)を使用し、樹上に乗り移らない。	
			・車両は、アウトリガーを張り出し、転倒を防止する。	
			・作業床からの乗り移りや床外に乗り出しての作業は行わない。	
			・積載荷重を超えた使用を行わない。	
			・荷の持ち上げ等の用途外の使用は原則行わない。	
			・保護帽は必ず装着する。	
			・電線等の経路や本数を事前に確認し、感電しないよう作業を行う。必要に応じて防護管設置を区担当者と協議する。	
			・作業床を転回・動かす際は、電線に接触しないよう注意する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・高所作業車の運転資格を有しているか確認する。	
			・運転席から離れている場合は、作業床を最低降下位置としているか確認する。	
			・作業床に作業員を乗せたまま走行していないか確認する。	
			・作業床では墜落制止用器具を使用し、樹上の乗り移りをしていないか。また、床外に乗り出していないか確認する。	
			・アウトリガーを張り出し、転倒防止に努めているか確認する。	
			・荷の持ち上げ等の用途外の使用を行っていないか確認する。	
			・作業に際し、保護帽を装着しているか確認する。	
			・電線等の経路を確認し、感電しないよう作業しているか確認する。また、防護管については、協議に基づき必要性を検討する。	

参考事例

イラスト又は写真



有資格者が運転

作業員を乗せたまま
走行しない



アウトリガー



フルハーネス

乗り移りしない



重量メーター
確認



電線経路確認

転回時注意

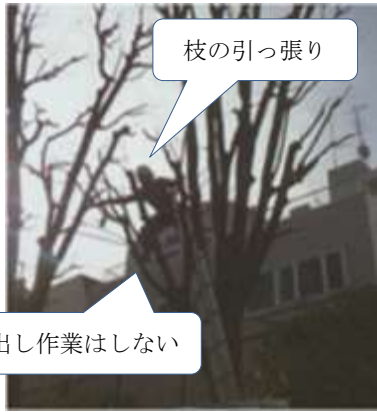
備考欄

4 - (4) 樹木剪定作業

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	梯子・脚立の使用	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・ 梯子の幅は30cm以上のものを使用する。	
			・ 滑り止め装置の取り付け、その他、地上で補助者の支え、上端の固定などの転位を防止する。	
			・ 設置面は平坦かつ軟弱な地盤ではない箇所とし、根に乗せず、脚と地表面の角度は75度（側面表示確認）とする。	
			・ スライド式梯子を使用する場合は、上下の梯子を固定する。	
			・ 手放しや背にして登って作業しない。重い荷物は持たない。	
			・ 梯子の用途は昇降であり、梯子上で乗り出して作業しない。	
			・ 脚立の使用最大高さ以上で作業しない。（210cm以上の三脚：天板から4段目まで、180cm以下：天板から3段目まで）	
			・ 常に安定した姿勢で作業ができるよう、脚立の設置位置はこまめに移動させ、身を乗り出しての作業は行わない。	
			・ 枝等を引っ張るなど、脚立上で反動を生むような作業はしない。	
			・ 後支柱の調整金具は必ずロックし、開き止めと閉じ止めの処置を行う。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・ 梯子の幅は30cm以上のものを使用しているか確認する。	
			・ 滑り止め装置の取り付け、その他、地上で補助者の支え、上端の固定などの転位を防止しているか確認する。	
			・ 設置面は平坦かつ軟弱な地盤ではない箇所とし、根に乗せず、脚と地表面の角度は75度であるか確認する。	
			・ スライド式梯子は、上下の梯子を固定しているか確認する。	
			・ 手放しや背にして乗って作業していないか。重い荷物を持っていないか確認する。	
			・ 梯子上で乗り出して作業していないか確認する。また、脚立の使用最大高さ以上で作業していないか確認する。	
			・ 脚立上で反動を生むような作業をしていないか確認する。	
			・ 後支柱の調整金具は必ずロックし、開き止めと閉じ止めの処置を行っているか確認する。	

参考事例

イラスト又は写真



備考欄

4 - (5) 低木・生垣手入れ

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	中低木・生垣手入れ	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・ 作業前にごみや空き缶等の障害物除去、蜂の巣有無を確認する。	
			・ とげや手を傷つける恐れがある場合は、手袋を使用する。	
			・ 小枝等で目を傷つけないよう保護メガネを使用する。	
			・ 刈込み機を使用する場合は、安全衛生教育を受けたものが行い、振動障害予防対策指針に基づく作業時間とする。	
			・ 安全に作業できるよう、作業者同士の間隔を十分にあける。	
			・ 刈り刃に異物が挟まった場合は、機械を停止してから除く。	
			・ 作業箇所を移動する際は、刈込み機を停止する。	
			・ フェンスや藤のつる等の硬いものに接触しないよう注意する。	
			・ 燃料を補給した場合、離れてからエンジンを始動する。	
			・ 稼働中は高電圧部に触れないよう注意する。	
			・ 電動式刈込み機では、コードを混乱させない。また、切断しないよう注意する。	
			・ 植込み地等で足元が良く見えない場所や傾斜地では、事前に地形や異物、すべり具合などを確認してから作業する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・ 作業前にごみや空き缶等の障害物除去しているか確認する。特に足元が良く見えない場所や傾斜地での作業は注意する。	
			・ 保護メガネを使用しているか確認する。	
			・ 安全な作業のために作業者同士の間隔が十分か確認する。	
			・ フェンス等の硬いものに留意して作業しているか確認する。	
			・ 燃料の補給方法、電動式刈込み機の作業状況は適正か確認する。	

参考事例

イラスト又は写真



備考欄

4 - (6) 枯損木処理

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	枯損木処理	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・周辺樹木、施設物を損傷しないよう必要に応じて保護養生する。	
			・抜根し、根部を除去した場合は、直ちに埋戻し、地表面を均す。	
			・根を残し、伐採のみで終わる場合は、切断面に触れても安全なよう処置する。必要に応じて躓かないよう囲い等の明示を行う	
			・伐倒させる場合は、区担当者との協議し安全に行う。また、安全領域は十分にとって行う。	
			・梯子や墜落防止用保護具（フルハーネス）の使用は樹木剪定作業を参照する。	
			・チェーンソーでの作業に従事するものは、特別教育を修了したものが行う。	
			・チェーンソーの振動障害予防のため、連続した作業は行わず、休憩を適宜とる。	
			・伐採した樹木は出来るだけ、当日中に片付ける。現地に残す場合は、区担当者との協議する。	
			・積載型トラッククレーンを使用する場合は、クレーン等安全規則など関係法令を遵守する。	
			・トラッククレーンが転倒しないよう、地盤の平坦性や安定性を確認し、アウトリガーを張り出して作業する。	
		・幹を吊る場合は、玉掛け方法を確認し、合図者を指名して行う。		
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・周辺樹木、施設物を損傷しないよう保護養生は適正か確認する。	
			・根部を除去した場合は、直ちに埋戻し、地表面の均し状況に危険性が無いか確認する。	
			・切断面に触れても安全な状況か確認する。	
			・伐倒させる場合は、協議し安全に行う。また、安全領域は十分にとっているか確認する。	
			・チェーンソー作業従事者の特別教育の修了を確認する。	
			・作業状況を確認し、当日中に片付けが修了するか確認する。現地に残す場合は安全性を確認する。	
			・積載型トラッククレーンを使用する場合は、クレーン等安全規則など関係法令を遵守しているか確認する。	
			・幹を吊る場合などは、玉掛け方法が適正か確認する。	

参考事例

イラスト又は写真



平坦な地表面

十分な転圧



埋設物の確認

保護養生

クレーン等安全規則など
関係類例を遵守



伐採した樹木は
当日中に片付け



切断面処理



チェーンソー用
ズボン着用

特別教育受講者
による作業



平坦性・安定性

アウトリガー
張り出し

備考欄

4 - (7) 病虫害防除

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	病虫害防除	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・病虫害の発生状況を調査し、剪定防除や捕殺等により、防除することに最大限努める。	
			・薬剤を使用する場合は、農薬取締法等の関係法規及びメーカー等で定める使用安全基準、使用方法を遵守する。	
			・原則、有機リン系のものは使用しないこととし、使用する薬剤は、区担当者と協議して決める。	
			・近隣や公園利用者に散布の目的、日時、薬剤の種類について十分に周知する。	
			・作業に入る前には区担当者へ事前に連絡する。風が弱い時に作業を行うこととし、作業時間についても協議する。	
			・付近で農作物等が栽培されている場合は、影響防止対策をとる。	
			・作業する場合は、原液を触らないよう防護手袋を着用する。また、必要に応じて防毒マスク、防護衣、防護長靴を使用する。	
			・農薬を使用した場合は、年月日、場所、対象樹木、気象条件、農薬の種類、使用量又は希釈倍数を記録し、提出する。また、3年以上保管する。	
			・	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・病虫害の発生状況を確認し、原則、剪定防除や捕殺等により対応できないか事業者と協議する。	
			・薬剤を使用する場合は農薬取締法等の関係法規及びメーカー等で定める使用安全基準、使用方法を遵守しているか確認する。	
			・付近で農作物等が栽培や学校などの施設がないか確認する。	
			・近隣への周知内容は配布・掲示前に確認する。また、配布先等は事業者と協議して決める。	
			・作業に入る前に連絡をもらい。風などの状況を考慮し実施を判断する。	
			・作業に際し、必要に応じて、防護手袋の着用や防毒マスク、防護衣、防護長靴を使用する方法が適正か確認する。	
			・農薬の使用記録を受け取り、適正か確認する。	

4 - (8) 植付け、支柱設置・撤去

項 目	樹木刈込剪定等作業	作 業	植付け、支柱設置・撤去	確認
安全作業の ポイント 【事業者】			・土工事を行う際は、周辺を汚さないように養生し、通行人等を汚損や転倒の恐れを無くすよう作業する。	
			・重い樹木（100kg 超）を人力で植えつける際（植え柵内で調整など）は、複数名で行い一人に負担を集中させない。	
			・植込み作業途中で一日の作業が終わらないよう段取る。	
			・丸太は、ささくれ等が無く手で触れても安全なものを使用する。	
			・結束した番線は、杭の裏側の方でとめ、内側に曲げ、公園利用者や通行人が触れにくい状況にする。	
			・ハンマー等で杭を打ち込む際は、周囲に留意する。また、地下埋設物を損傷しないよう、必要に応じて試掘する。	
			・外した丸太は釘がついていることもあるので放置せず、釘を打ち曲げるなど安全措置を行う。	
			・切断した番線や取り外した釘は、必ず回収し、現地に埋めない、放置しない。	
			・作業完了後に再度、手で触れても安全な状況か確認する。	
安全作業の 確認ポイント 【発注者】			・周辺を汚さないように養生し、通行人等を汚損や転倒の恐れが無いか確認する。	
			・作業途中で一日の作業が終わらないよう段取りを確認する。	
			・使用資材は、手で触れても安全な状態になっているか確認する。	
			・結束した番線は、杭の裏側の方でとめ、内側に曲げ、公園利用者や通行人が触れにくい状況になっているか確認する。	
			・ハンマーや鋏などの使用について、作業範囲内で安全に作業が実施されているか確認する。範囲外で作業しないこと。	
			・作業中及び作業終了後も釘などを放置していないか確認する。また、番線などは必ず回収処分する。	
			・作業完了後は、手で触れても安全な状況か確認する	

参考事例

イラスト又は写真



欠損がない

ささくれ確認



周囲に注意

埋設物確認



釘などの処理

触って確認



釘や番線が残っていないか確認

備考欄

5 - (1) 緊急事態の発生と対応

項 目	緊急対応	作 業	緊急事態の発生と対応	確認
安全作業の ポイント 【事業者】	・ 作業計画書（公園維持標準仕様書 P2）で示す緊急時の体制のとおり、緊急事態に応じ、関係機関に速やかに連絡する。			
	・ 被災者の救助、事故の拡大防止を最優先する。			
	・ 被災者には、応急手当を行い、救急車を要請する。			
	・ 事故の拡大防止のため、直接関係する設備や機械の運転を中止する。			
	・ 緊急事態発生の原因、経過及び被害の内容等について、直ちに区担当者に報告する。			
	・ 下請業者がある場合は、社会保険等の加入状況を確認する。			
	・ 緊急事態を起こさないよう、日ごろから現場パトロールや安全に関する書類（作業員名簿、設備・機械の点検記録等）を整理しておく。			
	・			
	・			
安全作業の 確認ポイント 【発注者】	・ 作業計画書の緊急時の体制を確認しておく。			
	・ 緊急事態の発生通報を受けたら、直ちに作業を中止させ、内容などを聞き取り上司に報告し、現地を確認する。			
	・ 事故処理については、総務課「事故処理の流れ」等のとおり、手続きを行う。			
	・ 社会保険等の加入状況を確認する。			
	・ 緊急事態を起こさないよう、日頃からの社内パトロールや安全教育の状況を確認する。			
	・			
	・			
	・			

参考事例

イラスト又は写真



日ごろからの備え
現場安全パトロールの実施

備考欄

5 - (2) 応急手当（怪我・熱中症ほか）

項 目	緊急対応	作 業	応急手当（怪我・熱中症ほか）	確認
安全作業の ポイント 【事業者】	<ul style="list-style-type: none"> 作業中に打撲した場合は、無理に動かさず安静にして、患部を冷やす。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 擦り傷を負った場合は、患部を清潔な水で洗浄し、汚れを取り除く。きれいになったら、絆創膏などで保護する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 高所で足がつると大きな事故になるため、水分補給をしっかりとするなど、予防に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 頭部外傷の場合は、頭を高くして安静にして、患部を冷やす。容態が急変することがあるので、嘔吐や痙攣などの症状が出たら、救急車を呼ぶ。軽い場合であっても、医療機関を受診する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> スズメバチに刺された場合は、傷口を洗い流す。針は指でそっと抜く。爪などで傷口周辺を圧迫し、毒液を搾り出す。抗ヒスタミン剤を含むステロイド軟膏を塗布する。塗れたタオルで冷やし、安静にする。少しでも様子がおかしいようなら、医療機関を受診する。特に過去に刺された経験のある人は注意する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 救急用具を備え（安全衛生規則 633 条）、作業員に周知する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症が疑われる場合は、①涼しい環境へ移る、②脱衣と冷却（水や氷で冷やす）、③水分・塩分を補給する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症にかかり、反応が悪い、自力で水分補給ができないなどの症状が現れたら、直ちに救急車を呼ぶ。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 日ごろから作業員の健康管理に努めると共に、応急手当の方法を確認しておく。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者が怪我をしている場合にも、応急手当に努める。 			
安全作業の 確認ポイント 【発注者】	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命に対する知識や応急手当の方法確認などに努めているか確認する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 救急用具を備えているか確認する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症を疑われる作業員がいないか確認する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の健康管理に努めているか確認する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者が怪我をしている場合は、事業者とともに応急手当に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 			

参考事例

イラスト又は写真



労働災害発生



現場対応



事故状況の把握
原因調査



労働基準監督署
届出



再発防止策の
検討と実施

- ・まずは落ち着く。
(二次災害を発生させない)

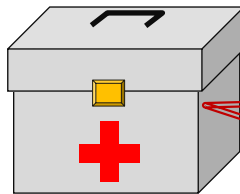
- ・被災者の救護
- ・病院に搬送 (119番)
- ・被災者の家族へ連絡
- ・区、警察署、労働基準監督署へ連絡

- ・区との現場調査
- ・警察、労働基準監督署との現場検証立ち合い
- ・警察、労働基準監督署の事情聴取

- ・休業4日以上：速やかに労働基準監督署に報告
- ・休業3日以下：4半期に一度、労働基準監督署に報告

- ・設備や道具の改善
- ・作業手順書の改定
- ・社内安全教育の実施 など

～※厚生労働省 労働基準情報より抜粋～



<標準的な救急箱の中身(例)>

- ・包帯 ・滅菌ガーゼ
- ・ガーゼ用テープ ・安全ピン
- ・消毒薬 ・コットン、綿棒(消毒用)
- ・ピンセット ・はさみ
- ・ばんそうこう ・体温計
- ・ビニール手袋 ・軟膏 など

【救急箱】《労働安全衛生法第23条、同規則第633条1項》

- ・事業者は、負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

【救急箱の中身】《規則第634条》

- ・包帯材料、ピンセット及び消毒液
- ・火傷の恐れが作業所では火傷薬
- ・重傷者が出る恐れがある作業所では止血帯、副木、担架など

備考欄

< 参考資料 1 >

世田谷区公園街路樹等管理業務安全対策チェックシート(案)

点検日	令和 元 年 11 月 7 日		
業務名称		受注者名	
点検者	所属 公園管理事務所	氏名	

チェック事項 (作業に該当しない項目は評価欄に斜め線を入れる)		評価 (○・×)	改善指示項目 優れた項目
1 安全範囲	作業帯(保安柵など)は適切に設置してあるか(十分な安全範囲の確保)。		
	保安施設は適切に配置してあるか(転倒、飛散防止)。		
	作業車両が作業帯外に駐車していないか。		
	資機材や剪定枝などが作業帯外に置かれていないか。		
5 施設設備防止	公園施設、道路付属物、架空線などの損傷防止対策が十分であるか。		
	地下埋設物の損傷事故防止対策(試掘など)が十分であるか。		
7 通行関係	交通誘導員の配置は適切か。		
	歩行者、車両の誘導方法は適切か。		
	一時的に通行禁止とした場合に安全確保が徹底されているか。		
	道路使用がある場合、道路工事等通知書の控えを携行しているか。		
11 安全な作業実施	つり作業、枝等落下時の安全確認の徹底(合図、声掛け合い)		
	資材、剪定枝の飛散防止、落下防止対策の徹底		
	車止めなどの可動施設を戻さず、放置していないか。		
	刈り込み後、切り口が鋭利になっていないか。		
	樹木撤去後の穴の処理(締め固め)が十分か。		
	薬剤使用時は、作業前に協議した内容で作業しているか。		
18 建設機械の適正使用	草刈時は、シート等でカバーし、石や土を飛散させていないか。		
	建設機械移動時の安全確認(誘導員の配置、的確な誘導)が徹底されているか。		
	園内での車両や建設機械の通行は、最徐行で公園利用者を最優先にしているか。		
	建設機械を用途外に使用していないか。		
	建設機械の運転者は免許証を携帯し、適切な操作方法をしているか。		
22	建設機械の点検整備は行ってあるか。		
23 受注者事故の防止	高所作業員の安全帯などの使用が適切であるか。		
	作業従事者のヘルメット等安全装備は整っているか。		
	作業床、昇降設備の適切な設置、高所作業車の適切な使用		
	KV活動が十分に行われているか。		
	熱中症対策など作業従事者の体調管理が十分であるか。		
	機材や安全装備の劣化がしていないか。		
29 その他	救急医療用品は備えてあるか。		
	現場内の資機材等は整理整頓してあるか。		
	作業終了後、作業用資機材の確実な撤収と清掃はしてあるか。		

<参考資料 2 >

○樹木剪定の安全作業手順書（案）

	作業手順	安全作業のポイント
準備作業	1 現場の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 施工場所の特徴を事前確認
	2 施工方法の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 剪定方法の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 高所作業車の必要性を判断 <input checked="" type="checkbox"/> 高所作業車の作業計画を立てる。
	3 関係機関調整	<input checked="" type="checkbox"/> 道路使用について警察と協議
	4 区民周知	<input checked="" type="checkbox"/> 必要に応じて作業の事前周知
	5 作業前ミーティング	<input checked="" type="checkbox"/> 当日の作業内容を確認 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者の有無（有の場合は新規入場者教育実施） <input checked="" type="checkbox"/> 作業の危険予知活動を実施
	6 服装、保護具点検	<input checked="" type="checkbox"/> 作業に適した服装、保護具・墜落制止用器具の点検
	7 使用機械・工具の点検	<input checked="" type="checkbox"/> 刃物類、はしご、チェーンソーなどの点検
	8 使用車両の点検	<input checked="" type="checkbox"/> 高所作業車、パッカー車などの点検確認
	9 保安用具等の点検	<input checked="" type="checkbox"/> コーン、安全柵、看板などの数量、損傷の有無確認
	10 作業帯の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 安全な道路交通や歩行者通行を確保した作業帯設定 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員の適正な配置
本作業	1 作業足場の設置	<input checked="" type="checkbox"/> はしご、脚立の設置場所を点検確認 <input checked="" type="checkbox"/> 高所作業車の配置確認、電線等の確認
	2 樹木の剪定 (1) 墜落制止用器具使用	<input checked="" type="checkbox"/> 樹上での足場を確認 <input checked="" type="checkbox"/> 剪定する枝、枯損、支障枝の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 作業位置を安全に移動しながら剪定
	(2) 高所作業車使用	<input checked="" type="checkbox"/> アウトリガー張り出しなど安全な車両の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 剪定する枝、枯損、支障枝の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 作業床の位置を安全に移動させながら剪定
	3 地上での補助者	<input checked="" type="checkbox"/> 作業帯の内外の安全確認 <input checked="" type="checkbox"/> 大枝の吊りおろし補助 <input checked="" type="checkbox"/> 剪定枝を集め、細分化し束ねる <input checked="" type="checkbox"/> 処分車への積み込み <input checked="" type="checkbox"/> 掃除
4 片付け	<input checked="" type="checkbox"/> 用具、足場の片付け <input checked="" type="checkbox"/> 作業帯の撤収、交通開放 <input checked="" type="checkbox"/> 片付け後の最終確認	
廃材処分	1 剪定枝等の処分	<input checked="" type="checkbox"/> 枝葉処理車の荷の確認（過積載等） <input checked="" type="checkbox"/> 処分場所への運搬、安全な荷下ろし、処理

公園等維持管理作業安全マニュアル

令和3年3月発行

編集・発行：世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課

作成協力：(一社)世田谷区造園協力会

